

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年7月2日
【会社名】	日揮株式会社
【英訳名】	JGC CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 CEO 佐藤 雅之
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号
【電話番号】	横浜045 (682) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 広瀬 岳彦
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号
【電話番号】	横浜045 (682) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 広瀬 岳彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2019年6月27日開催の当社第123回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金28.50円

第2号議案 吸収分割契約承認の件

持株会社体制への移行のため、2019年10月1日（予定）を効力発生日として、当社が営む「海外EPC事業」および「国内EPC事業」を当社100%子会社である「日揮グローバル株式会社」および「日揮プラントイノベーション株式会社」（併せて以下、承継会社）に対してそれぞれ承継させる吸収分割（以下、本吸収分割）を行うこととし、2019年5月14日付で各承継会社との間で締結した本吸収分割に係る吸収分割契約を承認する。

第3号議案 定款一部変更の件

- (1) 持株会社体制への移行に伴い、現行定款の第1条（商号）を変更するとともに、現行定款の第2条（目的）に定める事業目的の整理ならびに持株会社体制移行後の当社および当社子会社の事業展開を見据えた変更を行う。
- (2) 取締役会における審議のさらなる充実および活性化を図ることを目的として、現行定款の第19条（員数）に定める取締役の員数を15名以内から10名以内に変更する。
- (3) 執行役員による業務執行体制という実態に即して、現行定款の第22条（役付取締役）の一部を削除する。
- (4) コーポレート・ガバナンス強化の観点から経営の透明性をより一層向上させるため、定款に定める相談役および顧問を廃止することとし、現行定款の第24条（相談役、顧問）を削除する。
- (5) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大された。これに伴い、取締役および監査役として有能な人材を継続的に登用し、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款の第31条（取締役の責任免除）および第39条（監査役の責任免除）を変更する。
- (6) 上記(4)の条文の削除に伴い、現行定款第25条以下を1条ずつ繰り上げる。
- (7) その他、文言および体裁の調整・変更を行う。
- (8) 本議案による定款変更は、第2号議案の吸収分割契約に基づく吸収分割の効力発生を条件として、2019年10月1日に効力が生じるものとする。

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役として、佐藤雅之、石塚忠、山崎裕、寺嶋清隆、鈴木正徳、村元徹也、遠藤茂、松島正之および植田和男を選任する。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、2009年6月26日開催の当社第113回定時株主総会において承認された当社取締役の報酬限度額である年額6億9,000万円の範囲内で、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬を支給することとし、譲渡制限付株式を割り当てるために支給する金銭報酬債権の総額を年額2,500万円以内とするとともに、譲渡制限付株式報酬制度の主な内容について定める。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	決議の結果	
				賛成率	可否
第1号議案	1,949,679	128,442	83	93.07%	可決
第2号議案	2,076,541	1,580	83	99.12%	可決
第3号議案	2,074,062	4,050	92	99.00%	可決
第4号議案					
佐藤 雅之	1,922,628	155,423	143	91.78%	可決
石塚 忠	2,053,522	24,573	103	98.02%	可決
山崎 裕	1,966,378	111,718	103	93.86%	可決
寺嶋 清隆	1,974,727	103,371	103	94.26%	可決
鈴木 正徳	1,975,820	102,278	103	94.31%	可決
村元 徹也	2,063,791	14,307	103	98.51%	可決
遠藤 茂	1,982,768	95,332	103	94.65%	可決
松島 正之	1,982,765	95,335	103	94.65%	可決
植田 和男	2,070,544	7,556	103	98.84%	可決
第5号議案	2,026,971	47,834	3,396	96.76%	可決

(注) 各議案が可決されるための要件は、次のとおりであります。

第1号議案および第5号議案

出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成

第2号議案および第3号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成

第4号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対および棄権に係る議決権の数の一部を加算しておりません。

以上